

仕 様 書

1. 業務名

富裕層向けプロダクト誘客推進業務

2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月29日

3. 業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルート形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、地域の活性化を図ることとしている。その中でも、高い観光消費や長期滞在が見込める富裕層の取込は急務となっている。

これまで、(一社)せとうち観光推進機構(以下、機構という。)では、地域の観光資源をインバウンドの視点から洗い出し、観光コンテンツの充実化を図るとともに、観光消費額が大きく、地域経済への波及効果が期待される海外の富裕層旅行者の取り込みに向け、プロダクトの抽出、モデルプランづくり、テストマーケティング等に取り組んできたところ。

また、欧米豪における瀬戸内の認知度を向上させ、誘客につなげていくために、現地の旅行専門のマーケティング会社(エージェンシー)を活用し、現地での情報収集、情報発信を行ってきた。

本事業では、これまでに得られた知見に基づき、富裕層をはじめとした海外旅行者向けコンテンツ情報の収集整理と、それをもとに、海外旅行社等がインターネット上で自己学習ができるセルフトレーニングプログラムの提供を行うことにより、瀬戸内のコンテンツへの知識を拡大し、もって瀬戸内への誘客と滞在強化を図ることを目的とする。

4. 業務の内容

富裕層をはじめとした海外からの誘客を促進するため、質の高い観光コンテンツ情報の収集整理を行う。また、そのコンテンツをもとに、現地の海外旅行会社等がインターネット上で自己学習のできるセルフトレーニングプログラム(以下、「e-ラーニングプログラム」とする。)を作成し、オンライン上で海外の旅行会社等に提供する。また、そのコンテンツの訴求力を確認するためのテストマーケティングの一環として、富裕層向けの旅行博に出展する。

なお、実施にあたっては、機構及び機構が海外市場に対するマーケティング、プロモーションに関して業務提携をしている事業者（以下、「戦略的業務提携パートナー」とする）と十分協議をした上で行うこと。

I コンテンツ情報の収集、整理

欧米豪の旅行会社が商品を造成する際に、また海外のメディアが瀬戸内を取り上げる際に必要となる、質の高いコンテンツの情報収集、整理を行う。

なお、情報収集、整理にあたっては、アート、サイクリング、クルーズ、食、宿などの従来から機構が取り組んできたテーマに加え、アクティビティ、歴史、伝統工芸品、自然、地域交流、郷土料理など幅広いテーマについて、体験コンテンツも含めた観光コンテンツを選定し、情報を収集、整理すること。

(1) コンテンツのリストアップ

①すでに機構においてリストアップしている約150のコンテンツ（※1）に加えて、富裕層を含めた欧米豪向けの質の高いコンテンツ（※2）をリストアップし、カテゴリー別に整理をすること。

※1 瀬戸内のデジタルプラットフォーム (<http://setouchitrip.com/>) の「TRAVEL DIRECTORY」等に格納しており、必要に応じて、参照すること。

※2 特に、富裕層に向けたコンテンツとして、次のような視点に留意すること。

（例）・「特別感」がある

- ・「背景のストーリー」が感じられる
- ・本物とありのまま（日常）の体験 など

②新たにリストアップするコンテンツ数は、130コンテンツ以上とする。

カテゴリーは、「ADVENTURE & EXPERIENCE」、「ART & CULTURE」、「HISTORY」、「SEA & NATURE」、「FOOD & DRINK」、「Where to Stay」を想定している。

③自社が有するリレーションに限定されることなく、幅広い知見を持ってコンテンツのリストアップをすることとし、その手法や考え方も併せて提案すること。

④リストアップにあたっては、戦略的業務提携パートナーの有する、現地の旅行専門マーケティング会社とのネットワーク、専門的知見を参考に、機構と十分に協議を行ったうえで行うこと。

(2) コンテンツ情報収集、翻訳、写真撮影等

①リストアップされたコンテンツについて、その情報（住所、連絡先、営業時間、休館日、ホームページなど）、写真（2～3カット）等を収集、整理したうえで、英語、仏語に翻訳することとし、その手法について提案すること（※）。写真の規格は、原則として、横1,920ピクセル×縦1,080ピクセル、72dpi以上とする。

※データの整理形式は、後記「II e-ラーニングプログラム」の（3）コンテンツ情

報の提供を参照のこと。

②収集した情報、写真は2次利用を前提とし、特に写真については可能な限り現場撮影を行うこととし、撮影手法や撮影コンテンツ数等について提案（※）すること。

また、既存の写真を使用する場合は、権利関係等を含む許諾等の必要な手続きについて受託者の責任において行うとともに、肖像権等を侵害しないように十分調整等を行うこと。

※(例) 利用者が外国人であることを踏まえ、外国人のフォトライターを起用するなど。

(3) 既存コンテンツの整理

機構においてリストアップしている約150の既存コンテンツについても、(2)と同様に整理を行うこと。文字情報については、英語、フランス語ともに瀬戸内のデジタルプラットフォーム (<http://setouchitrip.com/>) の各ページから引用することができるが、写真については、あらかじめ収集、許諾等の手続きを行うことが必要であり、受託者において行うこと。写真の規格についても(2)と同様とする。

(4) インTRODクシヨNコンテンツ等の作成

①INTROクシヨNコンテンツ

県別、カテゴリー別に整理されたコンテンツ等について、導入として、その概要を紹介する文章(INTROクシヨNコンテンツ)を作成し、英語、仏語に翻訳すること。本数、文章量は以下を想定している。

- ・瀬戸内全体を紹介するもの 3本 各200~300語程度 ※英語換算で
(Overview of Setouchi (交通アクセス情報等も含む), Heritage and History, Arts and Cultureの3テーマを想定している。)
- ・各県全体を紹介するもの 7本 各200~300語程度 ※英語換算で
- ・各県について、カテゴリー別に紹介するもの 42本(7県×6カテゴリ)
各200~300語程度 ※英語換算で

②クイズコンテンツ

県別、カテゴリー別に整理されたコンテンツをもとに、簡単な画像付きのクイズ(選択肢式。回答も含む)を英語、仏語で作成すること。クイズは以下の個数を想定している。

- ・瀬戸内全体を紹介するものについて 3問程度
- ・各県について 21問(7県×3問)程度

③具体的な作成内容については、機構及び戦略的業務提携パートナーと協議を行い決定する。

II eラーニングプログラム

「I 欧米豪向け滞在コンテンツ情報の収集、整理」で収集、整理したコンテンツをも

とに、同様のプログラムを海外 DM0 向けに提供実績があり、ノウハウを有する戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社が、eラーニングプログラムを作成（英語、仏語の2言語）し、海外の旅行会社等に提供を行うのにあたり、必要な支援を行うこと。具体的には、以下記載のとおり。

（1）実施経費の支出

eラーニングプログラムの作成、提供等に際して、戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社が行う、以下の内容に必要な経費を計上し、戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社からの請求に基づき、支出をすること。なお、経費としては、16,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を見込んでいる。

<主な実施内容>

※戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社が実施するもの。

- ①既存の eラーニングプログラムからのカスタマイズ
- ②英文でのコピーライティング※翻訳をするものではない。
- ③ウェビナー機能の設定
- ④広告出稿

など

（2）フランス語翻訳

eラーニングプログラムの作成にあたっては、英語版をもとに、フランス語版を作成することを予定しており、そのために必要となる情報（I で収集、整理した情報以外のその他の情報。戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社が指定する文字情報。）について、英語からフランス語への翻訳を行うこと。経費の積算にあたっては、3,000 語（英語換算）を想定し、積算すること。

（3）コンテンツ情報の提供

①英語情報

(a) I で収集、整理した新規及び既存コンテンツ、イントロダクションコンテンツ、クイズコンテンツ等の情報を、戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社に提供すること。提供するデータ形式は、Excel 等のスプレッドシートを予定している。

(b) 提供時期

すでに機構にてリストアップしている約 150 の既存コンテンツ及びイントロダクションコンテンツについては、平成 30 年 8 月末を目処に、それ以外については、平成 30 年 12 月までに戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社に提供すること。

②フランス語情報

(a)①別途指定する、ウェブサイト管理ツールに直接入力し、戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社に提供すること。なお、提供にあたっては、Iで収集、整理した新規及び既存コンテンツ、イントロダクションコンテンツ、クイズコンテンツ等の情報に加えて、「(2) フランス語翻訳」で翻訳した情報も含めて入力し、提供すること。また、英語情報と同様にExcel等のスプレッドシートにも入力し、別途提供すること。

(b) 提供時期

別途協議し、決定する。

(4) その他

① Iでコンテンツ情報を収集、整理した際に、参照した資料や情報についても、可能な限り提供するとともに、戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社から内容については問い合わせ、確認依頼等があった場合に対応すること。

②実施にあたっては、機構、戦略的業務提携パートナー及び現地旅行専門マーケティング会社と十分協議を行ったうえ、実施すること。

Ⅲ 富裕層旅行社向け商談会でのテストマーケティング

BtoBの商談ツールとしても積極的な利用を予定している、eラーニングプログラムのテストマーケティングの場として、「ILTM Cannes 2018」に出展することとし、「ILTM Cannes 2018」内のジャパブースにおいて、1ブース分設営し、出展期間中の管理・運営を行うこと。出展に要する一切の費用について、本事業の経費として算入すること。

(1) 期間

平成30年12月3日(月)～12月6日(木)4日間

(必要に応じて前泊または後泊を設定することも可)

(2) 場所

パレ・デ・フェスティバル・エ・デ・コングレ

(フランス カンヌ)

(3) 業務内容

① ブース管理

出展期間中、ブースの運営に必要な英語通訳兼管理責任者1名以上を配置すること(人数については、提案とする)。

② 必要機材等

出展者名表示板、パラペット、サイド・バックパネル、商談用テーブル、椅子、カタログホルダー、追加照明、電源コンセント、無線LAN環境等、出展に必要な機材等について企画提案し、調達と提供を行うこと。

③ バッジ

機構側参加者のために、出展者バッジを確保すること。機構側参加者は①の人員を除いて2名を予定している。

④ 国際運送等

関係資材等を梱包した荷物（重量20kg程度×4梱包程度）の日本国内から会場までの国際運送手配、通関、検疫等現地での收受、開封、ブースへの運搬、配置等、事業の円滑な実施に必要な経費について本事業の経費に算入すること。

⑤ 商談資料の作成

瀬戸内地域の美しい景観や豊かな食文化、各観光地の魅力やモデルコース、交通機関等のアクセス情報、またⅡで作成するeラーニングプログラム等について効果的にPRできる英語のプレゼンテーション用資料を必要部数作成・印刷して準備すること。

⑤ その他

主催者等との連絡調整等を行うとともに、出展者バッジの発給申請等、出展に必要な諸手続の代行及び

現地での連絡手段等の提供を行うこと。

本出展業務の実施に当たっては、必ず機構へ事前確認を行ったうえで、手配等をすすめること。

5. 留意事項

(1) 航空券等の所要経費について

上記Ⅰの業務に従事する機構職員2名分の派遣費用（国内・国際航空運賃、空港施設利用料、その他のチャージ）を所用経費に算入すること（同一の職員が参加する、一連の行程のものとして計上すること）。なお、航空機はエコノミークラスの利用を原則とする。

(2) 宿泊について

上記Ⅰの業務に従事する機構職員2名分の宿泊は、6泊以下とし、機構職員2名分の宿泊については1部屋1名、朝食付きを原則とし、現地における宿泊場所の手配について必要な手続きを行うとともに、所要経費に算入すること。なお、宿泊代金の上限等については、国で定める外国旅行の旅費（※）を上回らないこと。

※カンヌ（甲地方）においては1名あたり16,100円/泊。乗継等の関係で、前後泊を設定する場合において、パリなどの「指定地域」に宿泊を設定する場合は19,300円/泊とすること。詳細は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費支給規程」を参照のこと。

(3) 情報通信端末の手配について

上記 I の業務に従事する機構職員が効率的に情報収集、情報発信を行えるようにモバイル端末が常時インターネットに接続可能となるよう情報通信端末 2 台を手配すること。

6. 報告書の提出

- (1) 提出物 事業実施報告書 (A 4 判) 9 部
事業実施報告シート 1 部

(2) 提出場所 (一社) せとうち観光推進機構

(3) 提出期限 平成 31 年 3 月 29 日

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

7. その他

- (1) 中国運輸局及び (一社) せとうち観光推進機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用する等、国の進める広域観光周遊ルート形成促進事業の趣旨に沿って行うこと。
- (3) 広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」のキャッチコピーである (主題) 「The Inland Sea, SETOUCHI」 (副題) Discover the Hidden Charms of West Japan 及びロゴマークを使用すること。